



医療機関の受診は マイナ保険証をご利用ください

◆マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、令和6年12月2日に健康保険証の新規発行は終了し、「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行します。 ※現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、令和7年12月1日まで使用できます。

マイナ保険証の利用手続きは簡単です。

マイナンバーカードを保険証として利用するためには、ご自身で「保険証の利用登録」を行う必要があります。

マイナ保険証について
詳細はこちら →



マイナ保険証の利用登録には3つの方法があります

医療機関の受診時に



コンビニ等で



スマホで



Q マイナ保険証を持っていない場合の受診方法は？

A 協会けんぽから交付される**資格確認書**を提示すれば、保険診療を受けることができます。

資格確認書の発行は以下のとおり行います。

新たに加入される方 (令和6年12月2日以降に 新規の健康保険証を お持ちでない方)	資格確認書は、令和6年12月2日以降、資格取得届などによる本人からの申請[※]に基づき、会社を経由してマイナ保険証をお持ちでない加入者に発行します。 ※申請がない場合においても、マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書を発行しますが、相当な期間を要することから、できる限り資格取得届の提出時に申請をお願いします。
既に加加入されている方 (有効な健康保険証を 既にお持ちの方)	令和7年9月(予定)より、協会けんぽが必要と判断した場合に資格確認書を発行します。 令和7年12月1日までは現在お持ちの健康保険証が使用できます。



Q 医療機関でカードリーダーを使えない場合、どのように受診すればよいのか？

A カードリーダーがない医療機関や故障中など、カードリーダーが使えない場合は、**マイナ保険証で本人確認をした上で資格情報^(※)を伝える**ことで、保険診療を受けることができます。

(※)資格情報…「資格情報のお知らせ」やマイナポータルの「わたしの情報」/「医療保険の資格情報」を提示する。

本人確認

資格情報



◆マイナ保険証等の利用方法は以下のとおりです。

名称(形状)	取得方法	使用目的	使用方法	特徴
マイナ保険証 マイナンバーカード	マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関を受診するとき	医療機関に設置されているカードリーダーで読み取り	- 就職や転職後に健康保険証の切り替えが不要。 「限度額適用認定証」・「高齢受給者証」の提示が不要。
資格確認書 プラスチックカード型	令和6年12月2日以降にマイナ保険証をお持ちでない方に発行	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するとき	医療機関に提示	- 有効期限あり(最長5年) 「限度額適用認定証」・「高齢受給者証」の提示が必要。
資格情報のお知らせ 紙製カード型	【新たに加入される方】 資格取得時に送付(申請不要) 【既に加加入されている方】 令和6年9月に送付 ※令和6年6月上旬以降に加入された方については、令和7年1月頃に発送予定	カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診するとき	マイナ保険証と資格情報のお知らせの両方を医療機関に提示(資格情報のお知らせのみでは受診不可)	健康保険の各種給付金等の申請に必要な健康保険の記号・番号を確認することができる。



生活習慣病予防健診を
利用していない
従業員の皆様の

定期健康診断(事業者健診)結果を 協会けんぽにご提供ください

定期健診結果データの提供は法令で義務づけられています。

労働安全衛生法に基づく定期健康診断を実施される場合、「健康保険法」及び「高齢者の医療の確保に関する法律」により、事業主様が健診結果を保険者へ提供することが義務付けられています。

ご提供にあたり、事業主様が個人情報保護に関する責任を問われることはありません。

1 提供の対象となる方

協会けんぽ加入被保険者

※当年度中に生活習慣病予防健診を未受診かつ、定期健康診断日に協会けんぽの被保険者資格がある方

2 提供後のメリット

- ・保健師等による健康サポートが無料で受けられます(40歳以上の方)
- ・マイナポータル上で健診結果の閲覧ができます
- ・将来の健康保険料率の引き下げにつながります

3 提供の方法



オススメ!

方法1

健診機関を通じて健診結果を提出

提出された「提供依頼書」に記載の
健診機関を通じて結果を受領いたします。

※結果提出が可能な
健診機関一覧はこちら



※提供依頼書のご提出は
こちらを記入のうえ、
下記までご送付ください



方法1
が難しい場合

方法2

事業所様から健診結果票のコピーを提出

従業員様の健診結果をコピーし、下記送付先までお送りください。
ご不明点は下記問い合わせ先までお電話ください

提供していただきたい健診項目

- 【身体計測等】性別、生年月日、身長、体重、腹囲、血圧
- 【血液検査】中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、GOT(AST) GPT(ALT)、γ-GTP、空腹時血糖又は随時血糖又はHbA1c
- 【尿検査】尿糖、尿蛋白
- 【問診】既往歴、服薬歴(血圧・血糖・脂質)、喫煙歴、自覚症状、他覚症状
- 【その他】健診機関名、健診受診日、健康診断を実施した医師の氏名、医師の診断、食後採血時間

委託先である「東京ソフトビジネス株式会社」から提供依頼書・健診結果の提出依頼をさせていただくことがあります。

送付先：〒651-8512 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザEAST 全国健康保険協会兵庫支部 保健グループ
問い合わせ先：☎078-252-8705

相手の行為による
ケガで保険証を
使うとき

「第三者等の行為による傷病届」をご提出ください

私用中に相手の行為によって負傷し健康保険証を使って治療を受ける場合、「第三者等の行為による傷病届」のご提出が必要です。

届出が必要な場合

※健康保険を使用する際は、過失の大小に関係なく届出が必要です。

相手がいる交通事故／自損事故の車に同乗



他人からの暴力でケガをした



他人が飼っているペットに噛まれた



Q なぜ届出が必要なの？

A 相手の行為によってケガをしたときの治療費は、本来相手方が負担します。
保険証を使って治療を受けた場合、その治療費の一部を協会けんぽが立て替えることになります。
後日、協会けんぽから相手方(相手方が加入している損保会社等)に請求する際に、いくつか情報が必要となるため、事故発生状況等を記入していただく必要があります。

示談は慎重に

相手に過失があるにもかかわらず、示談をした場合は、損害賠償請求権を放棄したことになり、健康保険を使用した治療や保険給付を受けられなくなる場合があります。